

第3節 薬事

1 医薬分業の推進

【現状と課題】

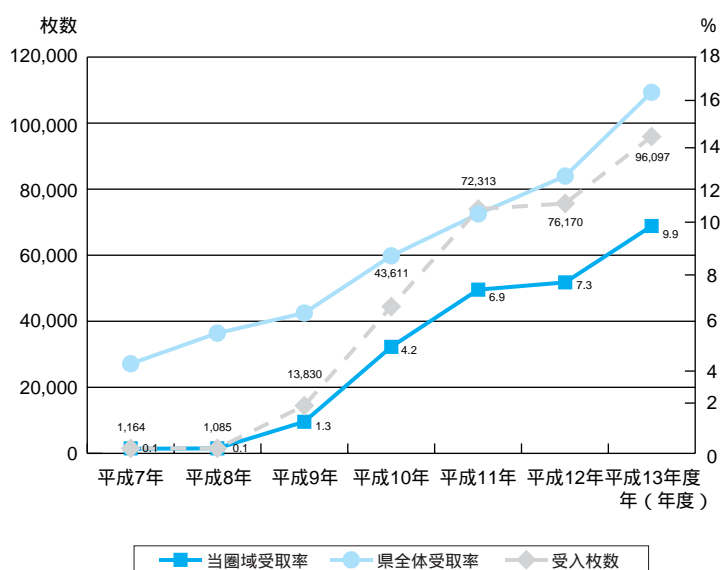
患者が医師から処方せんの交付を受け、街の薬局で調剤してもらう医薬分業制度は、昭和31年に規定されましたが、処方箋受け取り率は平成12年度で全国平均の39.5%に対し、本県は12.9%と47都道府県中第45位であり、極めて遅れた状況となっています。

当圏域は、その中でも特に遅れた地域でしたが、平成8年度に「医薬分業定着促進事業」を実施し、平成9年度に「医薬分業計画策定事業」を、平成10年度に「医薬分業推進協議会支援事業」を実施し、医薬分業の推進を図ってきました。

平成8年までは、院外処方せん枚数は年間1,000枚程度でしたが、平成9年以降、一部の診療所や病院が、全面的に院外処方せんを発行し始めたため、枚数が飛躍的に伸びてきています。

今後、患者の立場に立った医薬分業を一層推進するため、「日高地域医薬分業推進計画」に基づき医薬分業推進事業を実施していきます。

日高薬剤師会の院外処方せん受入枚数、受取率の推移



処方せん応需薬局 (平成14年3月現在)	
市町村名	応需薬局数
御坊市	10
美浜町	3
日高町	2
由良町	0
川辺町	1
中津村	0
美山村	0
印南町	1
県	17

【施策の方向】

患者メリットの1つである「重複投薬の防止」「くすりの相互作用の発見」等を確保し、適切な服薬指導を行うため、処方せん発行医療機関とかかりつけ薬局が連携のうえ、次の対策を推進します。

- (1) 医薬分業推進協議会の開催
- (2) 院外処方箋応需体制を充実するとともに、在宅医療に対応できる薬局の充実
- (3) かかりつけ薬局の一層の普及と、夜間休日の受け入れ態勢の整備
- (4) 住民啓発(患者啓発)

2 医薬品等の安全性の確保と薬物乱用の防止

【現状と課題】

医薬品は、疾病の予防や治療に必要不可欠なものですが、その反面、人体に好ましくない副作用をもたらす側面をもっており、医薬品の安全性・有効性・品質の確保が強くもとめられています。

特に、プライマリケアやセルフケア思想が重視されているなか、住民の医薬品に対する関心が高まっており、無許可医薬品・不良医薬品などの流通、医薬品による副作用被害を防止し、医薬品の適正供給と安全性の確保を図る必要があります。

また、覚せい剤・シンナーなどの薬物乱用は、乱用者の裾野が広がっており、薬物乱用防止活動が、なお一層不可欠になっています。

【施策の方向】

(1) 監視指導の強化と薬事衛生思想の普及

当該業者に対する監視指導の強化を図り、不良・不正医薬品等の販売防止に努めるとともに、関係者の自主管理体制の整備充実を図り、医薬品の適正供給に努めます。薬事衛生思想の普及啓発については、薬剤師会設置の「薬事情報センター」での「薬と健康の相談窓口」や「くすりと健康フェア」等の各種行事を通じ、広く住民に医薬品等に関する正しい知識の普及啓発を行います。

(2) 医療環境の変革に伴う体制整備

地域における住民の服薬指導や薬歴管理など、医療機関との連携のもとにかかりつけ薬局としての薬局機能の充実を図り、地域医療に即応できる薬局の確保に努めます。

また、調剤過誤を未然に防止するための指導を行います。

(3) 病院等における薬剤業務の充実

医療法の改正により、患者の病状に応じた適切な医療を効率的に提供するため、薬剤業務も服薬指導・薬歴管理・医薬品情報管理などの充実を図るよう努めるとともに、薬剤管理指導業務実施病院において薬剤師が病棟業務を実施しているところから、臨床薬剤師としての業務研鑽に努め、医療における医薬品の適正供給と安全性の確保を図るよう指導します。

(4) 医薬品リスクマネジメントの推進

また、医療機関では医薬品に関わる事故が発生しており、薬局においても医薬分業の進展に伴い、調剤過誤が顕在化すると予想されます。各施設での医薬品使用時の事故発生情報や、「ヒヤリ・ハット事例」の情報を収集分析し、関係機関と連携して評価・共有することで、医薬品事故を未然に防止するよう指導します。

(5) 薬物乱用の防止

覚せい剤・コカイン・大麻・向精神薬・シンナーなどの薬物乱用防止のため、薬物乱用防止指導員協議会を通じ、市町村及び関係機関、特に教育機関との連携のもとに、地域に密着した啓発活動に努めます。

青少年層への薬物乱用浸透がみられるなか、中学生高校生への指導啓発を強力に推進します。